

第1章 法源

第1課 法源 — 法の存在形式

存在する法やルールを我々はどのようにして知ることができるだろうか。これが**法源**の問題である。

法は様々な形で存在しうる。分りやすいのは、議会など国の立法機関が制定する**法律**などの文章として書かれた法や規則だが、裁判所が過去に下した判決や決定も、重要な法源になりうる。その外にも、文章では書かれていないが、社会で守られている**慣習**も法源となることがある。また、人としての常識や物事の道理、すなわち条理も、裁判において重要な役割を果たすことがある。文章として書かれている法を**成文法**と呼び、文章として書かれていない法を**不文法**と呼ぶ。

主な法源をどこに求めるかによって、**制定法主義**と**判例法主義**の違いが生じる。制定法主義は、主たる法源をあらかじめ文章として定められた法に求めるのに対し、判例法主義は、主たる法源を過去の裁判例、すなわち**判例**に求める。現在、世界は、制定法主義を採る諸国と、判例法主義を採る諸国に大別される。ドイツ、フランスなどヨーロッパ大陸の諸国はほとんど制定法主義をとっている国々で、日本やベトナムも制定法主義の国である。これに対し、イギリスやアメリカなどのいわゆる**アングロ・アメリカ系**諸国はその多くが判例法主義をとっている。

しかし、制定法主義の国々でも、裁判例は重要な法源となりうるし、判例法主義の国でも、立法機関が制定した成文法は判例に優先することが認められている。また、どちらの主義の国でも、慣習や条理は、制定法や判例法の隙間を埋めたり、これらの主要な法源を補完したりする働きを持っている。このように、世界の国々は、いずれも様々な種類の法源を組み合わせ使っているのである。日本でも、**憲法**や**条約**、**法律**、**規則**、**命令**、**条例**などの成文法のほか、慣習も法として裁判で使われることがあるし、判例や条理が法であるか否かについてはこれを否定するのが一般的な見解ではあるものの、判例は、裁判における重要な判断基準として、實際上機能している。

1 重要語句

a 法源

人々が守ったり、あるいは守ることを要求されたり（行為規範）、裁判の基準となったり（裁判規範）する法やルールの源。

b 成文法

文章としてあらかじめ書かれて存在する法のこと。議会が作り、書面にする法律がその典型である。

c 不文法

文章として書かれていない法のこと。イギリスの憲法は不文法であると言われている。

d 制定法・制定法主義

制定法とは、成文法とほとんど同じ意味であるが、あらかじめ何らかの形で定められているという点に着目した言葉。本文にあるように、制定法を国の主たる法とするシステムを制定法主義あるいは成文法主義という。

e 判例・判例法・判例法主義

判例とは、過去の裁判例で、法律問題について裁判所が一定の見解を示したものを指す。これが法として拘束力を持つと判例法となる。判例法主義とは、制定法主義に対し、この判例法を裁判の主たる法とするシステムをいう。

f 憲法・条約・法律・規則・命令、条例

これらの語については、次の課で詳しく説明する。

g 慣習・条理

慣習とは、ある社会の中で守られ、定着している行動様式やルールのこと。

条理とは、常識や道理、物事の筋道や人間として踏み外してはならない道のことをいう。